

第6章 電子化経済と「国際課税原則」

渡 辺 智 之

はじめに

本稿の目的は、経済の電子化（デジタル化）が現行の国際課税システムにどのような影響を与えつつあるのかを検討することである¹⁾。電子化と国際課税の関係について、「令和2年度税制改正大綱」（令和元年12月12日、自由民主党・公明党）においては、以下のような認識が示されている：

「デジタル技術は経済活動の隅々まで浸透しており、「経済のデジタル化」が急速に進展している。このような時代の変化に対し、モノを中心とした産業時代に形成された国際課税原則、すなわち、「恒久的施設（PE：Permanent Establishment）なければ課税なし」や「独立企業原則」が適切に機能しないといった問題が顕在化している。」

本稿の構成は以下のとおりである。まず、Ⅰ．では、そもそも「国際課税原則」とは何かを簡単に検討する。次に、Ⅱ．で、従来の国際課税ルールを構成要素を概観した上で、従来のルールは、サプライチェーン型のビジネスモデルに基づいた国際的経済活動については、理論的には問題なく適用できることを論じる。Ⅲ．では、デジタル・プラットフォームのビジネスモデルが国際課税に対して持つ意味を、簡単な例を用いて説明し、Ⅳ．で電子化経済が国際課税にもたらす問題は何なのかを基本的な視点から考える。最後に、Ⅴ．で、国際課税ルールの検討に関する最近の動きと今後のあり方について述べる。

I. 国際課税原則

電子化経済への対応に関して、G20/OECDを中心に国際課税ルールの見直し作業が進められつつある。電子化経済への対応は、従来から BEPS プロジェクトの一環として進められてきた²⁾。BEPS プロジェクト自体もいくつかの国際課税ルールの見直しを含むものであったが、電子化経済への対応に関する国際課税ルールの見直しについて、100年に一度の変化といったやや大げさではないかと思われるような表現が用いられることもある。確かに、国際課税ルールが様々な調整を受けつつも全体としては大きく変化することなく、100年ほどの間、それなりに機能してきた。したがって、長期間にわたって、概ね安定的に維持されてきた現行の国際課税ルールのかかなり大幅な見直しは、「国際課税原則」の根幹にかかわる重大な変更として論じられるのも無理はないのかもしれない。

経済の電子化の進展が国際課税上の大きな影響を持つとしても、電子化に関する課税問題が国際課税に集中して起こるのはなぜだろうか。それは、国際課税ルールが各国間の税収配分に直接的な影響を与えるが、その場合、課税権の配分が課税ベースの地理的な確定と結びついている場合が多いためであろうと考えられる。そもそも、所得・消費・資産といった課税ベース算定の根拠となる指標は、「人」に帰属するものであって、「場所」に帰属するものではない³⁾。しかし、国家の成立する要素として、国民・領土・主権がある以上、各国家の課税権が及ぶ範囲を確定する上で、「人」だけでなく、「場所」が問題となる場合が発生せざるを得ない⁴⁾。

これに対して、国内課税の場合には、「課税地」の特定にあまり神経質になる必要はない。国内課税では、課税権が当該国にあることが最初から前提となっているため、どの「場所」で課税され徴収されるのかは、当該国や当該国民にとって重要なことではない。(もちろん、国内課税の場合であっても国税以外の地方税については、国際課税の場合と同様、課税地がどこかという問題

は生じうる。課税地如何で、税収がどの地方公共団体に帰属するのかが異なってくるからである。しかし、国内課税の場合は、国が地方自治体間の財政調整を行うことができるために、課税地の問題が国際課税の場合ほど先鋭化しないのが普通である。)したがって、経済の電子化が税務執行等に及ぼす影響⁵⁾については、国際課税の場合と同様であったとしても、国内課税においては課税地の問題が基本的に生じないために、電子化の影響が国際課税に比べると小さい。

国際課税における課税地に関して、従来は何らかの物的基準（物品の所在地、事業の物理的拠点等）に拠っている面が強かったが、電子化の進展は、物的基準による課税地の決定を困難にする。他方、課税地の決定如何で国際的な課税権の配分が異なり、課税権の配分は国家間の税収配分（さらに、各国における社会厚生の相対的水準）に直結する。このため、国際課税ルールの変更は各国間の利害対立を生むことになる。このことは国際課税ルールの変更を困難にするとともに、ルールの調整のためには国際課税に関する基本的な共通認識があるほうが各国にとって望ましい状況を作り出す。このような基本的な共通認識が次第に形成され、国際的な基本合意としてある程度まとまったものになれば、それが「国際課税原則」とされるのであろう。

しかし、そもそも、国家間の税収配分に関するルールを規定する「原則」など存在し得るのであろうか。少なくとも、国際貿易分野における自由貿易原則のような確立した原則は国際課税分野には存在し得ないのではないだろうか。自由貿易原則は、それによって一時的にあるいは特定のセクターについて被害を受ける国があり得るにせよ、長期的にはすべての国の厚生にとって望ましい影響を与える場合が多いと考えられるので、国際的な「原則」とされるにふさわしい。しかし、国家間の税収配分は、いわばゼロサムゲームであって、どのような「原則」を採るにせよ、その原則によってすべての国の利益が増進されるわけではない。

国際課税のあり方についても、いくつかの規範的なアイデアが理論的に示されたことはある。しかし、例えば、資本輸出中立性（capital export neutrality）

等の伝統的な基準は、特定の効率性の側面に関する基準に過ぎない⁶⁾。また、IMF [2019] では、「効率性の観点とは、レント（投資家の要求する最低収益率を超える収益）はどこかで課税されることを要請する」（Efficiency requires that rents—receipts above the minimum return required by the investor—be taxed somewhere.）としている。しかし、「どこかで」（いずれかの国で）課税されるべきという「原則」は、グローバルな観点からの意味はあったとしても、国家間の適切な税収分配をもたらすという目的に照らす限りほとんど無内容なものでしかない。

BEPS プロジェクトにおいては、「価値創造が行われた場所における課税」（“taxing where value is created”）という考え方が強く打ち出された。しかし、これは、低課税国にペーパーカンパニーを設立することは許容できない、といった特定の BEPS 対抗措置の基盤にある考え方として採用することはあり得ても、国際課税原則と言えるものではない。また、「価値創造が行われた場所における課税」の考え方には、「国家間の税収分配の公平実現のための規範」という客観的に論じ得ない要素が含まれているため、それを国際課税ルールが則るべき基準としての「国際課税原則」とすることは、各国間の合意形成をかえって困難にする面もあるかもしれない。

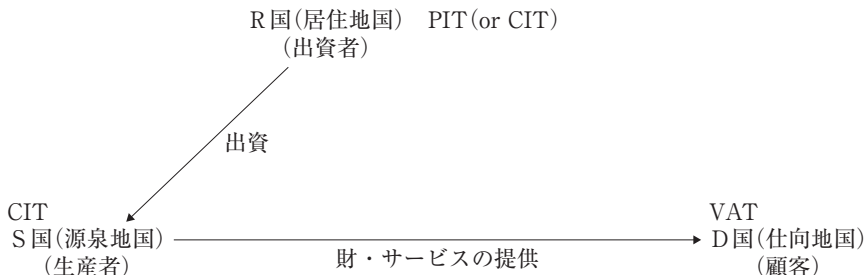
他方、電子化経済への対応の文脈で見直しが進められている「PE なくして課税なし」の原則や独立企業原則は、国際課税ルールの一部を形成する考え方に過ぎないが、それらの「原則」は経済活動のグローバル化の中で常に問題を指摘されながらも、思いのほか長期にわたって維持されてきた。そのために、近年、それらの個別的な「原則」について、本格的な見直し作業が開始されたことをもって、「100年に一度」の国際課税原則の抜本的見直しという捉え方がされているのかもしれない。本稿では、以上のような認識をもとに、電子化経済が国際課税にもたらす影響を検討していくこととしたい。

Ⅱ．従来の国際課税ルール

従来の国際課税ルールにおいては、居住地国・源泉地国・仕向地国という区別が重要であった。図表1を参照されたい。R国に居住する者（とりあえず、個人とする。）がS国に設立された企業に出資して、当該企業が生産活動を行い、D国に居住する顧客に財貨・サービスを提供している状況を考える。R国は residence country（居住地国）、S国は source country（源泉地国）、D国は destination country（仕向地国）の略称である。マリーズレビュー（Mirrlees et al. [2011]）によれば、もしR国・S国・D国のすべてがPITのみを課していたら、税収はR国に集まり、もし三カ国のすべてがCIT（VAT）のみを課していれば、税収はS国（D国）に集まることになる。この意味で、居住地国 PIT、源泉地国 CIT、仕向地国 VAT、という一応の対応関係を想定することも不可能ではない⁷⁾。ここで PIT、CIT、VAT はそれぞれ、所得税（個人所得税）、法人税（法人所得税）、消費税（付加価値税）を示している。

電子化経済の生む困難な問題は、生産活動が行われた国（所得の「源泉」があるという意味での源泉地国）における課税が想定されている法人税⁸⁾において最も顕在化する。法人税はS国で課されることを前提とすれば、かつ、仮に法人税が今後とも各国で必要とされているとしたら、源泉地国における課

図表1 居住地国・源泉地国・仕向地国



【出所】 Mirrlees, et al. [2011], pp. 430-431の記述を基に筆者作成

税が可能でなければならないということになる。しかし、一般に所得を生み出す生産が行われた場所を特定することは難しいことから、源泉地国の特定が困難な場合も多い。他方、居住地国や仕向地国の基準は、源泉地国に比べると明確であると言われることが多い。(しかし、本当にそう言えるのかはどうか定かではない⁹⁾。)

これまでの法人税 (CIT) に関する国際課税ルールにおいては、ごくおおざっぱに言えば、

- ① 法人はその存在する国 (例えば、法人が設立された国) において、その所得に対して法人税を課される¹⁰⁾。
- ② 法人が存在していなくても、PE (恒久的施設) がその国に存在すれば、法人が得る事業所得のうち、当該 PE に帰属する分についてはその国の法人税を課される¹¹⁾。
- ③ 国境をまたぐ関連者間取引については、独立企業原則を中核にした移転価格課税ルールが適用される。

という基本的な考え方が確立されていた。

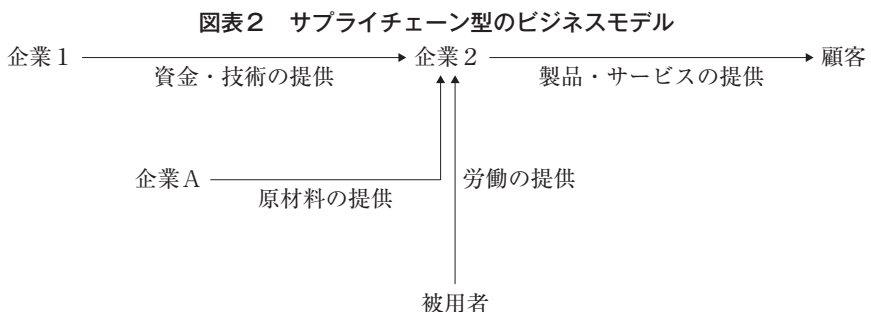
上記の3つの基本的考え方のうち、①については法人税の存在条件として自明であると考えて受け入れることにして¹²⁾、以下で②と③について検討する。②の PE とは、当該法人の行う事業の拠点 (工場・事務所等) である。①の基準のみで法人税を課した場合、その法人が居住地国以外で事業活動を行っても他の国では全く課税できないのも不都合なので、他の国で生じたとされる事業所得に課税するために PE の考え方が必要となったのであろう¹³⁾。事業所得が生じた場所を確定することは困難であるが、一つの目安としては、事業を行うための物理的な拠点の有無が想定され、それが従来の PE の考え方に結びついている。

仮に、①と②の基準によって、法人税を課すべき主体と主体の帰属する国が明らかになれば、当該法人又は PE の課税ベースを計算することになる。その際、国際課税の文脈で特に問題となるのが、③の移転価格 (トランスファー・プライシング) に関する課税ルールである。国際的に事業展開する企業の多く

は、海外の関連企業（親会社・子会社・兄弟会社等の同一企業グループ内の企業）との取引を活発に行っている。ところが、各国の税制に基づく法人の単体課税（PE 課税を含む）の枠組みでは、国家間の税率や税制上の相違点を利用すれば、関連者間取引の条件を調整することで、企業グループ全体の税引き後利益を増大させることができる。そこで、海外の関連者との取引価格が独立企業間で行われた場合に成立したであろう価格から乖離する場合に、独立企業間価格（arms' length prices；以下 ALP）に引き戻して課税所得を算定する移転価格税制が各国で導入されており、OECD から移転価格ガイドライン（OECD [2017]）も示されている。

さて、従来のサプライチェーン型のビジネスモデルにおいては、それが多国籍企業によって展開される場合であっても、上記の①－③の条件が満たされる限り、各国の法人・PE に帰属すべき所得が理論的には計算できるはずであり、かつ、その場合に各国で計算される所得は当該法人・PE によって生み出された付加価値を反映しているはずである。国際的に展開されるビジネスであっても、それが生産者から消費者へのサプライチェーンに沿って行われる場合には、各企業において独立企業間価格に基づく所得計算が行われることによって、理論的には、価値創造に応じた課税が各国で概ね実現されることになる¹⁴⁾と考えることができる。

図表2を参照されたい。図表2の各企業（1，2，A）と顧客はそれぞれ別



の国に所在するものとして、企業2の所得を考える。企業2は、親会社である企業1から資金や技術の提供を受け、企業A（企業2とは独立の企業）から原材料の供給を受ける。企業2の顧客は企業2の関連者ではない一般の消費者であるとする。仮に、企業2が所在する国が高税率国であれば、企業2は親会社である企業1への支払いを増加させる（例えば、企業1からの借入金の利子を多く払う、また、企業1から使用許諾を受けた特許に関する使用料を多く払う。）ことで、企業1と企業2から成る企業グループの税負担を減らして、税引き後所得を増加させることができる。しかし、企業1と企業2の間の取引が独立企業間価格で行われていれば、企業2の所得は企業2の生み出す付加価値を反映したものとなり、価値創造の基準と概ね整合的な課税が行われることになるはずである。（なお、企業2の生み出す付加価値は、企業2の法人所得とは異なる。法人所得を算出するためには、被用者に対する賃金支払を控除する等の調整が必要となる。しかし、この違いは、企業2とその被用者が関連者でなければ、それほど大きな困難は生じさせないであろう。）

しかし、独立企業間価格の算定は実際には困難である。例えば、事業所得算定における無形資産・リスク等の取り扱いの問題がある¹⁵⁾。特に、無形資産に関しては、その対価について、独立企業間価格がそもそも設定できるのかどうかという問題がある。特許権の使用料のような場合は、独立企業間価格を想定することもできなくはないが、ノウハウのような無形資産には公共財的な性格がある¹⁶⁾ことから、独立企業間価格の概念が成立するのかどうかとも不確かである。また、無形資産に関しては、それが「無形」の情報であることを反映して、所在する場所を特定することが困難であり、このことが課税権の配分を巡る国際課税上の困難な問題を引き起こす場合が多い。

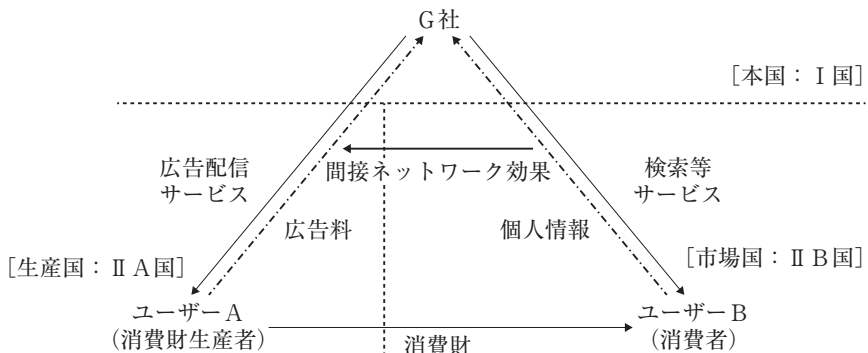
無形資産の問題は、電子化経済の下でさらに重要となるとともに複雑化する。特に、無数の消費者の行動に関するデータベースは、それ自体無形資産であるが、ビッグデータを効率的に収集できる特定の事業者（デジタル・プラットフォーム）によって保有・管理される。また、ビッグデータは、特定の用途に用いられる無形資産と異なり、様々な用途に活用できる汎用的な無形資産で

あるといえよう。このようなビッグデータを活用するデジタル・プラットフォームのビジネスがどのような国際課税上の問題をもたらすのか、次節で検討する。

Ⅲ. デジタル・プラットフォームのビジネスモデル

デジタル・プラットフォームのビジネスモデル¹⁷⁾は、従来の国際課税が依拠してきたPEの基準と移転価格における独立企業間価格（ALP）の基準を無効にする面がある。図表3は、典型的なデジタル・プラットフォームであるGoogle社を念頭に、そのビジネスモデルを簡単に図示したものである。（Facebookのビジネスモデルもほぼ同様である。）G社は、消費者である顧客（ユーザーB）に検索などのサービスを提供する見返りにユーザーBから膨大な個人情報を収集し、それを分析することで、各消費者に対する効果的な広告を行う。G社は、ビッグデータ分析に基づく効果的な広告配信のサービスを消費財生産者である顧客に提供し、ユーザーAから広告料を得ることで膨大な収益を上げる。なお、ユーザーAとユーザーBはともにG社の顧客であるが、全く別のタイプの顧客であり、G社は両方のタイプの顧客の間でマッチメーキ

図表3 デジタル・プラットフォームのビジネスモデル



（注） 仕向地国は、[生産国]であって、[市場国]ではない。

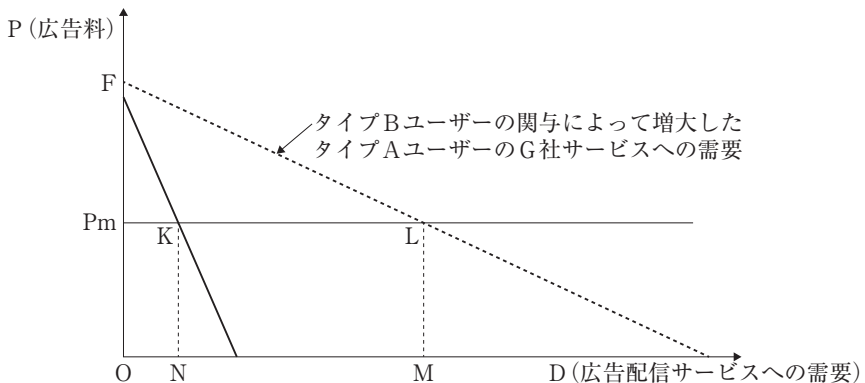
〔出所〕 筆者作成

ングを行うことで収益をあげていることから、multi-sided platform と呼ばれることもある。

図表3はG社のビジネスモデルを簡単に示したものであるが、図表3においては以下の3つの国の存在が想定されている。すなわち、「本国」であるⅠ国（G社の居住地）・「生産国」であるⅡA国（消費財を生産するユーザーAの居住地）・「市場国」であるⅡB国（最終消費者であるユーザーBの居住地）の三カ国である。ユーザーAもユーザーBも単一の主体ではなく、多数存在することを想定している。以下では三つの国がすべて別の国である場合から出発して、その後、三カ国のうちのいくつかが同一国である場合を検討していく。但し、Ⅰ国がG社の居住地国であることはすべての場合に共通である。

図表4は、G社が広告配信サービスの対価としてユーザーAから対価（広告料）を徴収し、利益を挙げる状況を示している。便宜上、広告配信に要する限界費用はゼロとする。当初、G社がユーザーBから対価を取って検索等サービスを提供していたものとする。その際、ユーザーBは検索等サービスをそれほど活発には利用せず¹⁸⁾、G社が収集できる個人情報も限られていたためにユー

図表4 間接ネットワーク効果
(タイプBユーザーからの情報増加に伴うG社超過利益の増大)



(注) 便宜上、広告サービス供給のための限界費用はゼロとする。

〔出所〕 筆者作成

ザーAにとってそれほど有用な広告配信はできていなかったものとする。その場合、広告配信サービスに対するユーザーAの需要は直線FKで示されていたものとする。この時、G社の得る超過利益は四角形PmKNO（から固定費用を出し引いた分）になる。

次に、G社がユーザーBに検索等サービスが無償で提供し、それによってG社が収集できる個人情報が格段に増大して、G社がユーザーAに提供できる広告配信サービスの質（広告の有効性）が大幅に向上するために、ユーザーAによる需要が図表4の直線FLに拡大したものとする。この効果は、G社とユーザーBの関係深化がユーザーAによるG社サービスへの需要を拡大するという意味で、間接ネットワーク効果と呼ばれることがある。間接ネットワーク効果によって、G社の得る超過利潤は四角形KLMN相当分だけ増大する。また、G社がユーザーAに提供する広告配信サービスの質の向上によって、ユーザーAがユーザーBに消費財を販売することによる超過利益も、図表4の三角形FLK相当分増大する。以下では、この状況を前提に検討する。

1. 三カ国別々の場合¹⁹⁾

前述のとおり、図表3では、IIA国を生産国、IIB国を市場国と呼んでいる。ここではこれらの呼び方と、より伝統的な源泉地国・仕向地国という概念の関係を、G社が提供するサービスの文脈で検討する。まず、IIA国はG社の提供する広告配信サービスのユーザーが所在する仕向地国と言える。これに対して、IIB国は仕向地国とはいえないであろう。G社はIIB国のユーザーBに対して検索等のサービスを提供しているが、その提供は無償で行われているため、G社のIIB国における売上はないからである²⁰⁾。次に、G社はIIA国にもIIB国にも事業拠点を持たないから、従来のPE概念に従えば、IIA国もIIB国もG社に関する源泉地国ではなく、G社の所得に法人税を課すことのできる国はI国のみである。（なお、G社からユーザーAへの広告配信サービス提供に関してIIA国で付加価値税を課すことは可能である。これに対して、G社からユーザーBへの検索等サービスの提供が無償で行われる場合には、

II B 国は付加価値税も課すこともできない。)

図表4によると、G社のユーザーBへの無償の検索等サービス提供によって生まれた間接ネットワークによって超過利益をKLMN相当分増大させている。この超過利益の一部について、間接ネットワーク効果をもたらす個人情報を提供したユーザーBの所在するII B国で課税できるようにするべきだ、というのがいわゆる「ユーザー参加」の考え方であると解釈できよう²¹⁾。この考え方からは、II A国にはG社の超過利益に対する課税権の根拠は認められない。II A国のユーザーAの活動がG社の超過利潤の増加(KLMN相当分)に寄与しているとは言えないからである²²⁾。(但し、図表4からわかるように、II B国に販売する消費財の生産者であるユーザーAは、G社からの効果的な広告配信サービスを購入することで、超過利益を三角形FLK相当分増大させており、これに対しては当然II A国の法人税が課税される。)

「ユーザー参加」の考え方は、上記のような根拠でII B国にも源泉地国の地位を多少とも与えようとするものではないかと解釈できる。また、「マーケティング無形資産」の考え方を取るとすれば、G社の収益をもたらす顧客であるユーザーAに対するマーケティングに資する無形資産がII B国にあるので、II B国にG社の超過収益の一部に対する課税権を認めるということになる。他方、II A国にマーケティング無形資産が存在すると考えることは困難であろう。ユーザーAによるG社サービスへの需要の増加は、G社の開発した優れた技術という無形資産(本国に存在する)とユーザーBからの膨大は情報提供によるビッグデータ(ユーザーBが住むII B国にビッグデータという形の無形資産が存在すると考えることもできる²³⁾)によるものであり、ユーザーAはG社の超過利潤をもたらす無形資産の形成に関与していないからである。この意味で、II B国に課税権を認めるという考え方は、仕向地課税に基づくものではない。上述のとおり、図表3に示された例においては、II B国がG社にとっての仕向地国とは言えず、G社の仕向地国はあくまでII A国である。

なお、後に述べるように、仮に国際課税制度を調整することで税収配分に関する各国間の対立が解消されない場合には、II A国やII B国が租税政策以外の

手段を用いてG社に対抗することもあり得る。例えば、II A国は、独占禁止政策の観点からG社に課徴金を課すことができるかもしれない。すなわち、II A国の立場からすると、図表4における価格Pmは不当に高いものであって、その結果G社が得ている超過利潤の一部はII A国が回収すべきであるということになるかもしれない。また、II B国は、G社が自国民の個人情報に不当に吸い上げているという理由で、個人情報保護政策の観点からG社に課徴金を課すことを考えるかもしれない。但し、経済政策としての個人情報保護政策の適切なあり方について明確な結論を得ることは困難である²⁴⁾。

2. II A国＝II B国＝II国の場合

3つの国がそれぞれ別の国の場合には、上記1. で述べたようなかなり厄介な問題が生じてしまう。しかし、実際には、II A国とII B国が同一国である場合も多い。ここでは、両国が同一国（II国）である場合を検討する。

II国はG社サービスの仕向地国となるので、1. の場合と同様、付加価値税の課税が可能であるほか、仕向地ベース法人税が導入されればII国に法人税収が生じる。また、「ユーザー参加」や「マーケティング無形資産」を根拠にII国が源泉地国として法人税を課することができる可能性もある。このように、I国とII国の税収配分調整のためには、様々な方法があり、1. の三カ国別々のケースよりは問題に対応しやすくなる。他方、II A国＝II B国の場合には、三カ国別々のケースでは明らかであった仕向地課税とユーザー参加等を根拠とした源泉地国課税の区分が不明確になってしまう。現実の租税政策に関する議論の混乱の一因は、2. のケースと1. のケースを混合していることにあるかもしれない。

3. I国＝II A国の場合

I国とII A国が同一国で、II B国は異なる国の場合、I国＝II A国には特段の課税問題は発生しないが、現行の国際課税ルールの下ではII B国には付加価値税収も法人税収も生じなくなってしまう²⁵⁾。II B国としては、ユーザー関

与等を根拠にしたG社の超過利益へ課税ができないのなら、個人情報保護政策あるいは独占禁止政策による課徴金の賦課くらいしかG社への対応策はないのであろう。なお、ⅡB国にとっての同様の問題は、3. 以外のケースであっても、G社とユーザーAが同一企業である場合には発生するかもしれない²⁶⁾。

4. I国=ⅡA国=ⅡB国の場合

この場合、すべての起こり得る課税は国内課税であり、特段の問題は生じない。G社の利益については、異なったユーザーやその間の間接ネットワーク効果の存在にもかかわらず、当該国の課税当局によって問題なく課税できる。このように、デジタル・プラットフォームに関して生じる厄介な課税問題は、基本的に国際課税上の問題である²⁷⁾。

Ⅳ. 電子化経済のもたらす問題とは何か？

本稿Ⅲ. で検討したデジタル・プラットフォームの問題はどの程度の重要性を持つ問題であろうか。また、本稿Ⅲ. で検討した問題は無形資産等に関する従来の国際課税問題の延長上にある問題に過ぎないのであろうか。電子化経済が従来の「国際課税原則」を揺るがしているとすれば、それはいかなる意味においてであろうか。

まず、デジタル技術の発展に伴って出現したプラットフォーム型のビジネスモデルを採用する大企業は、GAFAに限らず、Airbnb, Uber, アリババ, テンセント, ヤフー, 楽天等広範に及んでおり²⁸⁾、そのようなタイプの企業、すなわち、デジタル・プラットフォームがもたらす経済的な影響について、国際課税面も含めて検討することは避けられない。その場合、サプライチェーン型のビジネスモデルについては概ね順調に機能していた居住地・源泉地・仕向地の概念や移転価格税制におけるALPの考え方を見直す必要が生じたことは認めざるを得ないであろう。今後、これまではサプライチェーン型ビジネスモデ

ルを採用してきた企業が、デジタル情報の高度な活用を伴ったプラットフォーム型に変化していく可能性も十分にある。他方、従来の国際課税ルールは、サプライチェーン型の多国籍企業を暗黙の前提にしていたものと考えられる。

デジタル・プラットフォームが新たな国際課税問題をもたらししていることは認められるとしても、それは、電子化経済のもたらす問題のうちのどのくらいの比重を占めているのであろうか。電子化経済は、企業が、物理的な拠点を持つことなしにグローバルな事業展開を行うことを可能にした²⁹⁾。しかし、このような事業展開は1990年代の電子商取引の時代から既に可能になった。にもかかわらず、それによって国際課税ルール上の甚大な問題が生じたわけではなく、既存ルールの微修正による対応が可能であった。

また、OECD [2018] が指摘するように、電子化経済においては、無形資産の重要性が高まる。無形資産の取り扱い、国際課税における伝統的な課題の一つである。無形資産はそれが所在する場所を特定することが難しく、評価も困難なので、国際課税問題を引き起こしやすい。しかし、少なくとも2015年の「最終報告書」をまとめる段階までの BEPS プロジェクトにおいては、無形資産の問題への対応も、ALP を前提にした移転価格課税ルールを含む従来の国際課税ルールの枠内で行うことを前提にしていたものと考えられる。

このように、グローバルな事業展開に物理的拠点が必ずしも必要でなくなったことや、経済活動において無形資産の重要性が増大したことは、電子化経済がもたらした変化ではあっても、従来の国際課税ルールの根幹を揺るがすようなものではなかった。電子化経済が国際課税ルールの抜本的見直しを迫るようになったのは、デジタル・プラットフォームが登場・発展し、その重要性が広く認識されるようになってからではないだろうか。

これに対して、サプライチェーン型ビジネスモデルを採る企業においても、デジタル・プラットフォームにおいてみられるような間接ネットワーク効果は存在したのだから、それは必ずしも近年の GAFA 等に限った問題ではないという議論もある。例えば、Grinberg [2019] は、新薬を開発する製薬会社の例を挙げて、プラットフォーム型ビジネスモデルの場合と同様の現象が多くの産

業で生じており、プラットフォーム型ビジネスモデルを採用する企業を他の企業と区分して扱うことは不合理であると主張している。すなわち、新薬の開発においては、製薬会社・病院・患者という3つのタイプの関係者が存在し、製薬会社は治験を受ける患者の提供する個人情報を活用することで効力のある薬を開発し、開発した新薬を病院に販売して高収益を挙げている。この状況は、本稿Ⅲ. で検討したデジタル・プラットフォームのビジネスモデルにおいて、製薬会社をG社、病院をユーザーA、患者をユーザーBに対応させれば同じことではないかと主張する。

しかし、上記の製薬会社の例では、患者が製薬会社に提供する個人情報の性格が、図表3でユーザーBがG社に提供する個人情報とは異なっている。すなわち、前者の場合には、情報を提供する患者の数が限られており、情報の対象や内容が限定されているのに対し、後者の場合には、ユーザーBの提供する情報の量が膨大である。図表3の例におけるユーザーBの数は大きく、ユーザーBがスマホやPCを通じて提供する情報量は、限られた治験患者の提供する情報量の比ではない。もちろん、治験患者の提供する情報は新薬開発のために不可欠で、かつ、製薬会社に大きな収益をもたらす貴重な情報である。これに対して、G社にユーザーBの提供する個々の情報にはほとんど価値はない。しかしG社はユーザーBが提供する情報をビッグデータ³⁰⁾として活用し、膨大な収益を上げることができる。

デジタル・プラットフォームのビジネスモデルは、ビッグデータをもとにAI等を活用して有用な情報を得て、無数の顧客（本稿Ⅲ. のG社の例ではユーザーAとユーザーB）の間のマッチメイキングを行うというものである。サプライチェーン型のビジネスモデルとプラットフォーム型のビジネスモデルでは、情報の流れ方が異なるとされている。すなわち、前者においては商品の開発から製造、販売という流れの逆方向に情報が流れる（需要予測→在庫の配置→製造→原材料の調達→新製品の導入）のに対し、後者においてはプロデューサーと消費者の間で情報が互いに流れ、その流れの渦の中心にいるプラットフォームが経済的価値を増大させていくという図式が示されている³¹⁾。

サプライチェーン型ビジネスにとって必要なのは、あるカテゴリーに属する消費者の特定の需要に関する情報³²⁾であるのに対し、プラットフォーム型ビジネスは、個別の消費者の需要を把握あるいは予測することのできるビッグデータである。デジタル・プラットフォームは、このようなビッグデータを、AI等を利用して解析し、個々の消費者の需要を把握し、場合によっては消費者自身が意識していなかった需要を掘り起こして、個々のプロデューサーとの間でマッチメイキングを行う³³⁾。この過程で用いられるビッグデータという無形資産は、(新薬開発のために必要な知識やノウハウといった)個別の目的のために用いられる情報としての無形資産とは異なり、様々な目的に活用できるいわば汎用的な無形資産と規定できるのではないだろうか。

仮に、無数の消費者がスマホやPCを操作する過程で生み出されるデジタル情報が電子化経済における経済的価値の重要な源泉であるとしたら、価値創造の行われた場所で課税されるべき法人税の課税権が当該消費者の居住する国にあるという主張も成り立ち得るのかもしれない。サプライチェーン型のビジネスモデルを基盤にした経済活動においては、労働を供給する消費者への所得税(PIT)は当該消費者が所在する居住地国で、消費税(VAT)は最終消費のための支出を行う消費者の所在する仕向地国で行われるというのが国際課税における基本的なルールとされてきた。また、法人税(CIT)については、法人又はPEが所在する源泉地国で課税され、その際の法人所得の算定は独立企業間価格(ALP)によるべきであるというのが従来の国際課税ルールにおける考え方であった。

電子化経済においても、居住地国におけるPIT課税や仕向地国におけるVAT課税については特段の基本的問題は生じていない。(CITだけでなく、PITやVATについても、電子化の進展によって国際的な租税逃れがより容易になったという面はあるが、税逃れの問題は本稿の検討対象とはしていない。)これに対して、CITについては、電子化経済においてこれまでのルールをそのまま存続させることは困難であるとの認識が広まり、OECDを中心とした国際的な検討が進められてきた。

CIT に関する国際課税ルール変更の方向は、一定のカテゴリーに属する大規模な多国籍企業にかかる CIT の課税ベースの一部を市場国（あるいは仕向地国）に移そうとするものである。この場合、その論拠は、顧客の所在する国で「価値創造」が行われているから、とされている。しかし、顧客の所在国における価値創造が比較的明確に言えるのは、デジタル・プラットフォームが顧客に関するビッグデータという無形資産を活用して超過利潤を得ている場合であろう³⁴⁾。実際には、「デジタル経済」を他の経済活動から切り離して論じることができない（リング・フェンシングできない）というそれ自体は正当な議論を考慮に入れば、仮に新しい国際課税ルールに関する合意が成立した場合、市場国に課税ベースの一部が配賦される企業の範囲は、デジタル・プラットフォームだけではなく、さらに広い範囲となろう。

しかし、国際課税ルールの抜本的な見直しを促した重要な要因が、本稿Ⅲで論じたようなデジタル・プラットフォームの発展であることは確かである。また、新たな課税ルールの対象となる所得は、必ずしもビッグデータとは限らず、一般的な無形資産によって得られる超過利潤となるであろう。もちろん、「国際課税原則」が各国間の税収配分に影響を与える以上、その策定は政治的プロセスを経ざるを得ないし、新たな「原則」ができたとしても、それはこれまで同様、各国間の利害対立調整のための妥協の産物でしかない。本稿では、電子化経済が国際課税ルールの見直しをもたらしたことの理論的な背景を検討してきた。以下では、本稿の結びとして、最近の動向と今後の展望に触れることとしたい。

V. 結 語

電子化経済を巡る OECD を中心とした検討は、2018年ごろから本格化したのが、2019年に入ってから加速され、次々に報告書が提出された³⁵⁾。2019年9月、OECD 事務局は電子化経済に関するいわゆる Pillar 1 の論点³⁶⁾、すなわち、所得源泉と利益配分ルールに直し（Revised Nexus and Profit Allocation

Rules) に関して、具体的な提案 (OECD [2019f]) を行うとともにこの提案をパブリックコメントに付した。この OECD 事務局案には、必ずしも明らかでない曖昧な点も多い。また、2019年12月3日にアメリカの財務長官から OECD 事務総長あてに、「Pillar 1 を safe-harbor regime (強制的に適用される制度ではなく、納税者が選択可能なオプション) と位置付けるべきである」とする書簡が出されたことから、2020年中に実効性のある新しい国際課税ルールの新案が果たして可能かどうか危ぶまれている状況にある (2019年末現在)。

OECD [2019f] に示された Pillar 1 に関する提案は、“Unified Approach” (統合的アプローチ) と呼ばれている。「統合的」というのは、OECD [2019b] で示された3つのアプローチ、すなわち、「ユーザーの参加」(user participation)、「マーケティング無形資産」(marketing intangibles)、「重要な経済的存在」(significant economic presence) の3つの考え方を「統合」したという意味かもしれないが、本当に「統合」できているのかどうかは明らかでない。OECD [2019f] で示された提案は多岐にわたるが、概要は以下のようである。

- ・対象は高度にデジタル化されたビジネスモデルだけでなく、一定の消費者向けビジネス (“consumer-facing business” と呼ばれるが、その正確な範囲は示されていない。) も含む。
- ・対象となるビジネスについては、物理的な存在がなくても、主として売上基準に基づいて、その国の課税の根拠となる nexus を認定する。
- ・対象となるビジネスについては、現行の移転価格ルールを超える新しい所得配分ルールを適用する。
- ・新ルールで配分される所得のうちの Amount A と呼ばれる部分は、みなし残余利益の一部であり、nexus の存在する国に売上高等をもとに一定の算出方法で配分される³⁷⁾。

仮に、上記のような新しい国際課税ルールが実際に導入されたならば、対象企業を限定しているとは言え、従来の PE 概念や ALP に依拠した移転価格ルールを逸脱することになる。特に、上述の Amount A の考え方は、単体課税としての法人税 (そこでは ALP の適用が原則となり、ALP が適用できるという

前提の下では価値創造に応じた課税という考え方とも一定の整合性がある。)ではなく、関連企業集団全体の所得を一定の公式に基づいて各国に配分するという定式配分法(formulary apportionment)に近い³⁸⁾。他方、定式配分法は、各国間の税収配分についての対応であって、価値創造とは直接関連がない。仮に、Amount Aが価値創造に応じた課税を実現するためであると主張するのであれば、その適用範囲や算出の仕方についての論拠を示す必要があろう。(少なくとも、OECD [2019f] においてはそのような論拠は示されていない。)

もちろん、国際課税ルールの策定の際、その焦点が各国間の税収配分の問題である以上、合意に至ったとしてもその結果が何らかの政治的妥協を経たものであることは避けられない。したがって、その過程では、特定の「国際課税原則」のスローガンが悪用されないように注意することが必要であり、「価値創造に応じた課税」という考え方についても、それを曖昧な政治的スローガンという位置づけにとどめておくことがむしろ望ましいのかもしれない。また、前述のアメリカ財務長官の書簡では、ALPに基づく移転価格ルールと課税される nexus の基準は国際課税システムの支柱(pillars)であり、そこからの“potential mandatory departures”に懸念していると述べているが、最初から従来の基準を変えるべきでないという前提を置いてしまうと、議論が先に進みようがない。

国際課税における基準や原則は、最終的には、国家間の税収配分を定めるための政治的な妥協の産物と考えるべきであり、特定のスローガンにこだわるべきではない。国家間の税収配分は、国内における所得分配と同じく、公平や公正の観点と切り離すことができないのだから、客観的に望ましい基準や原則を打ち立てようとしても基本的に無理である。しかし、だからこそ、国際的な協調体制が重要である。国際的な協調体制なしには、経済効率性やコンプライアンスコストの点で、すべての国にとって望ましくない仕組みが出来上がってしまう恐れがある。電子化経済がもたらす問題に対して、各国が協調して取り組むにあたり、デジタル・プラットフォームのビジネスモデルやビッグデータという形をとる無形資産³⁹⁾がもたらす国際課税上の問題について、各国間で共

通理解が成立するよう、各国当局および国際機関をはじめとする関係者の尽力が求められる。

但し、経済の電子化が国際課税システムにもたらす問題は、相当根が深く、解決困難なものである。電子化の進展は、人々の間の所得格差とともに、国家間の税収格差も広げていくであろう。このような状況に国際課税ルールが適切に対応していく、すなわち、各国における法人税の存在を前提に、電子化経済の発展を妨げることなく、「市場国」がある程度の税収を確保できるような国際課税ルールが実現可能であろうか⁴⁰⁾。ことによると、そのような対応策は、国際課税ルールの範囲の調整では不可能かもしれない。その場合、多国籍企業の超過利潤の一部を「市場国」が回収することを可能にするために、租税政策以外の手段、すなわち、独禁政策・貿易政策・価格規制といった政策も総動員する必要なのかもしれない⁴¹⁾。さらに、個人情報保護政策との関連も検討することも必要となろう。経済の電子化がもたらす国際課税問題は、国家・企業・国民の間で従来想定されてきた関係がデジタル技術の発展を契機に基本的見直しを迫られていることの一端なのであろう。

[注]

- 1) digitalization of the economy を直訳すると経済のデジタル化であるが、デジタル化されつつある経済という意味での「デジタル化経済」という表現はややこちないので、ここでは、「電子化」「電子化経済」という表現を用いる。
- 2) 2015年の BEPS プロジェクト最終報告書の中で、デジタル経済の問題を扱った Action 1 の報告書 (OECD [2015]) は、総論的な位置づけが与えられている。
- 3) Ault and Bradford [1990], pp. 30-31. なお、所得と特定の場所を結びつけることはできないという原則のほとんど唯一の例外は、資産としての土地から生じる所得であろう。このため、土地は国際課税ルールの中で特殊な取り扱いを受ける場合が多い。
- 4) 国際所得課税の分野では、居住地管轄と源泉管轄の2つが課税管轄として挙げられる。水野 [2000], 4 頁以下。
- 5) 電子化の影響については、税務執行を効率化する面と困難にする面の両方がある。
- 6) 1990年代に行われた「電子商取引課税」に関する議論の文脈で、米国政府は、源泉地課税の困難化を背景に居住地課税の優位性を強調し、その文脈で理論的根拠として資本輸出中立性に言及されることはあったが、現実には、電子商取引のメインプレイヤーであった米系企業への課税を確保する観点から居住地国課税の優位性が唱えられた可能性が強い。現実には、電子商取引の発展は、源

- 泉地国課税だけでなく、居住地課税の困難ももたらし、結局後のBEPSプロジェクトで問題とされるに至ったことを考慮すると、1990年代における米国政府の議論は、低税率国への利益移転等の問題を軽視していた面があったと今日の観点からは評価せざるを得ないであろう。渡辺 [2001], 143頁。
- 7) Mirrlees et al. [2011], p. 431. なお、マリーレビューで述べられている通り、R国・S国・D国のいずれが課税権を持つべきかという議論に特段の解があるわけではない。また、増井 [2017], 17頁が指摘する通り、「特定の税目だから必然的にかくかくしかじかの分配基準が帰結する、という関係には必ずしもない」という点にも留意する必要がある。
- 8) 増井 [2017], 19頁。
- 9) Mirrlees, et al. [2011] や Devereux and Vella [2018] では、居住地国における課税は、法人を保有する個人株主の居住地国における課税を想定しているものと考えられる。しかし、個人株主の居住地を特定することも、個人株主が他の法人やファンド等を通して法人の株式を保有している場合等においては、法人の居住地確定以上に困難な場合もあるかもしれない。
- 10) 図表1のR国における出資者が仮に法人であればR国に存在する法人は、居住地課税としての法人税を課される。他方、S国に設立された法人の課税関係において、S国は当該法人の居住地であり、かつ、生産活動を行う源泉地国でもある。
- 11) 仮に図表1のS国における生産者が法人ではなく、R国の出資者が運営する工場であれば、S国の生産者はPEとして、当該PEに帰属する事業所得についてS国の課税を受けることになる。
- 12) 但し、①を悪用して、タックスヘイブン等の軽課税国に人為的に法人を設立してそこに所得を集めることで税負担軽減を図る戦略への対抗措置が必要になる。
- 13) 「事業」は実体的・経済的な概念であり、「法人」のように国家主権に基づいた法的概念ではない。他方、課税は国家主権の機能であり、国家によって「法人」が認識されると課税が行われるために法人においては課税ベースの算定を行わざるを得ない。他方、事業の所得把握は国境とは無関係なので、国内に事業拠点を有する外国法人に課税ベース算定を行わせるためには当該国における「PE」の設定が必要になったのではないかと考えらえる。
- 14) サプライチェーン型のビジネスにおいても、異なった国に所在する企業間の出資等、株主・企業間の関係構築（及び解消）を伴う取引については、独立企業間価格の基準のみでは十分な対応はできないと考えられるが、この問題は本稿では取り扱わない。また、サプライチェーン型ビジネスにおいても、無形資産等による超過利益が発生する場合、その課税ベースの国家間配分は独立企業原則だけでは一義的には定められない、という問題もある。しかし、独立企業原則の適用によって、ある程度の範囲が確定できれば、あとは最終的には当局間交渉によって合意に至ることが理論的には可能なはずである。
- 15) 事業所得以外の所得（利子・使用料等）についても、関連者間取引の影響を適切に除去することは困難な場合が多い。
- 16) 中里 [1994], 295頁以下。
- 17) 詳細については、渡辺 [2019a, 2019b, 2019c] を参照。
- 18) 当初は、G社の検索等サービスが有料であったために、当該サービスを利用するユーザーBの数は少なく、サービスの利用頻度も低い水準にとどまっていたものとする。
- 19) ユーザーAの生産する消費財の取引に関しては、IIA国が居住地国かつ源泉地国、IIB国が仕向地国であることは言うまでもない。しかし本稿の主たる対象はG社のビジネスに関する課税問

題であって、ユーザーAとユーザーBの間で行われる消費財取引に関する課税問題ではない。

- 20) G社はユーザーBに対して検索等サービスを提供し、その対価としてユーザーBに関する個人情報をも物々交換の形で得ていると解釈することもできるが、このことからII B国をG社の仕向地国とすることはできないであろう。
- 21) また、II B国には、単なる顧客としての消費者がいるのではなく、個人情報を提供するという能動的な役割を果たすユーザーBが存在することで、G社の「マーケティング無形資産」がII B国に認識され、このことを根拠にII B国がG社の超過利益に対する課税権を持つ、という説明も可能かもしれない。なお、「ユーザー参加」や「マーケティング無形資産」を課税の論拠とする考え方の詳細については、OECD [2019b] を参照。
- 22) この議論は、図表3において、ユーザーAとユーザーBの間で、ユーザーBからの間接ネットワーク効果しか想定していないことに依拠している。仮に、両方のユーザー間で相互に間接ネットワーク効果が働く状況を想定すると（例えば、G社がマーケットプレースを運営している場合等においては、両方向の効果が発生することを想定することが自然である。）、G社の超過利益に対するユーザーAの貢献についても考慮に入れる必要がある。
- 23) ビッグデータが分析されて有益な情報に変換されるのは、本国であるから、ビッグデータという無形資産が存在するのも本国であるという考え方もあり得る。しかし、ユーザーBが住んでいるのはII B国だから、II B国に無形資産が存在すると考えることも可能であろう。
- 24) II B国の消費者がG社に個人情報を提供しているのは、無料で使える検索等サービスの便益の対価である。II B国の消費者はG社のサービスによって消費者余剰を得ており、対価としての個人情報の提供が不当に高いものであると消費者が認識しているとは言えない。従来の理論的枠組みでは、II B国当局による個人情報保護政策の厚生経済学的な意義を明確に示すことは容易ではないと考えられる。
- 25) II B国への消費財輸入に対する輸入付加価値税はII B国で課税できるが、この課税はG社のビジネスには直接の関わりはない。
- 26) 例えば、G社がGoogleではなくAmazonである場合には、G社とユーザーAの生産する消費財の流通業者が同一企業である場合がある。
- 27) 但し、G社がユーザーBにポイント等を供与する場合に付加価値税の仕入控除に関して起こりうる国内課税問題について、渡辺 [2019b] を参照。
- 28) GAFAのうちでも、Appleについては、現在でもiPhone等のプラットフォームの端末となる製品の販売が主力である点で、他のデジタル・プラットフォームとはやや性格が異なるかもしれない。
- 29) OECD [2018] においては、Scale without Mass と表現されている。
- 30) 野口 [2019]、25-26頁によると、ビッグデータの大きさは、個人が扱うデータの10億倍規模であり、従来のデータとは異質のものである。
- 31) モザド・ジョンソン [2018]、43-45頁。
- 32) 上述の製薬会社にとっての患者の治験情報もこの種の情報である。
- 33) 伝統的な流通業・金融業等あるいは一般企業のマーケティング活動もマッチメイキングを目的としていたとも考えられるが、ビッグデータを用いた普遍的なアプローチはとれず、個別分野でのマッチメイキングにとどまっていたため、その効果には限界があった。

- 34) Cui [2019a, 2019b] 及び Cui and Hashimzade [2019] は、location specific rents (LSR) という概念を用いて、顧客の所在する国での課税を正当化しようとしている。但し、これらの文献においては、LSR の概念をデジタル・サービス税 (DST) 正当化の論拠として用いており、本稿の立場とは異なる。なお上記の Cui 論文の解説・検討として、岡村 [2019], 193-199頁。
- 35) OECD [2019a-2019g]。なお、2019年になって国際的な検討作業が加速した背景には、フランス等におけるデジタル・サービス税 (DST) 導入の動きがあるが、本稿では DST の問題は扱わない。
- 36) 電子化経済に対応したコンセンサス形成のための OECD の作業計画 (OECD [2019c]) においては、2つの柱 (Pillars) が示された。Pillar 1 に関する事務局提案を示したものが OECD [2019f] であり、Pillar 2 (税源浸食に対するグローバルな対抗策: Global Anti-Base Erosion) に関する事務局提案を示したものが OECD [2019g] である。
- 37) OECD [2019f] は、このほかに、Amount B と Amount C にも言及しているが本稿では取り上げない。OECD [2019f] の簡潔な解説として、岡村 [2019], 201-203頁。
- 38) OECD [2019f] のパラグラフ15においても、Amount A を a formulaic approach と説明している。なお、淵 [2016], 12頁は、従来から、「国際課税については独立企業間基準の系譜の考え方と定式配分法の系譜の考え方という2つの相反する見解が存在し、様々な局面で拮抗している」としている。
- 39) ビッグデータという汎用性のある無形資産を獲得できた一部の企業は、高い収益を得るだけでなく、経済システムの中で今後ますます重要な幅広い機能を果たしていくことになるであろう。その場合、それらの企業は、その機能の重要性に見合った責任も担っていくことが期待される。
- 40) 「令和2年度税制改正大綱」(令和元年12月12日、自由民主党・公明党)では、経済のグローバル化・デジタル化に対応した国際課税ルールの見直しにおいて、政府が国際的な議論に取り組むにあたっての視点として、
- ・安定的かつ予見可能な投資環境の構築
 - ・企業間の公平な競争条件の整備
 - ・新ルールの適用対象の明確化等
 - ・過大な事務負担及び二重課税の防止
 - ・法人税の引下げ競争への対抗
- の5項目を挙げている。これらの項目はそれぞれにもっともものであるが、それらの条件をすべて満たすような改革を実現していくことは至難の業であろう。
- 41) Bankman, et al. [2018], p. 30以下、杉本 [2019], 135-136頁。

【参考文献】

- エヴァンス・シュマレンジー [2018] 『最新プラットフォーム戦略：マッチメイカー』
(平野敦士カール訳) 朝日新聞出版 (原書: David S. Evans and Richard Schmalensee [2016], *Matchmakers: The New Economics of Multisided Platforms*, Harvard Business Review Press.)
- 岡村忠生 [2019] 「デジタル経済の進展と国際租税の今後」, 『財政のフューチャー・

- デザインとデジタル経済の進展に伴う国際租税の今後』、日本租税研究協会。
- 佐藤良 [2019]「デジタル課税をめぐる動向 [第2版]」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1064号, 2019年7月2日。
- 自由民主党・公明党 [2019]「令和2年度税制改正大綱」, 令和元年12月12日。
- 杉本和行 [2019]『デジタル時代の競争政策』, 日本経済新聞出版社。
- 中里実 [1994]『国際取引と課税』, 有斐閣。
- 野口悠紀雄 [2019]『データ資本主義』, 日本経済新聞出版社。
- 藤枝純・遠藤努 [2019]「デジタル経済に関する近年の国際的動向」『国際税務』39巻5号。
- 渕圭吾 [2016]『所得課税の国際的側面』, 有斐閣。
- 渕圭吾 [2018]「移転価格税制の法理上の基礎について—契約モデルから信認モデルへ」金子宏・中里実編『租税法と民法』, 有斐閣。
- 増井良啓 [2017]「国際課税の制度設計」渕・北村・藤谷編『国際課税』(現代租税法口座・第4巻), 日本評論社。
- 水野忠恒 [2000]『国際課税の制度と理論』, 有斐閣。
- 南繁樹 [2019a]「移転価格税制—無形資産に関する最新事情: DCF法, 所得相応性基準, 最新判例, 海外での進展」『租税研究』第841号, 141-201頁。
- 南繁樹 [2019b]「デジタル経済に対する課税—OECDロードマップの概要と今後の実務に与える影響」『租税研究』第842号, 89-131頁。
- モザド・ジョンソン [2018]『プラットフォーム革命』(藤原朝子訳), 英治出版(原書: Alex Moazed and Nicholas L. Jonson (2016), *Modern Monopolies*, St. Martin's Press)。
- 森信茂樹 [2019]『デジタル経済と税—AI時代の富をめぐる攻防』, 日本経済新聞社。
- 渡辺智之 [2001]『インターネットと課税システム』, 東洋経済新報社。
- 渡辺智之 [2019a]「デジタル・プラットフォームと国際課税」日本機械輸出組合。
- 渡辺智之 [2019b]「マルチサイド・プラットフォームの国内課税問題」『税研』204号, 15-22頁。
- 渡辺智之 [2019c]「経済のデジタル化と国際課税」『租税研究』840号, 161-177頁。
- 渡辺智之 [2019d]「経済の電子化と消費税制の対応」『ジュリスト』1539号, 30-35頁。
- 渡辺智之 [2020]「経済のデジタル化とBEPSプロジェクト」日本機械輸出組合。
- Ault, Hugh and David Bradford [1990] "Taxing International Income: An Analysis of the U.S. System and ITS Economic Premises," Assaf Razin and Joel Slemrod

- ed., *Taxation in the Global Economy*, Chicago University Press.
- Bankman, Joseph, Mitchell Kane, and Alan Sykes [2018] "Collecting the Rents: The Global Battle to Capture MNE Profits," Stanford Law School, Working Paper Series No.527 (forthcoming in *Tax Law Review*, Vol. 72, 2020).
- Becker, Johannes and Joachim Englisch [2019] "Taxing Where Value is Created: What's "User Involvement" Got to Do With It?," *Intertax*, 47, Issue 2, pp. 161-171.
- Cui, Wei [2019a] "The Digital Services Tax: A Conceptual Defense," Forthcoming in *Tax Law Review*.
- Cui, Wei [2019b] "The Superiority of the Digital Services Tax over Significant Digital Presence Proposals," Forthcoming in *National Tax Journal*.
- Cui, Wei and Nigar Hashimzade [2019] "The Digital Services Tax as a Tax on Location-Specific Rent," CESifo Working Paper, no.7737.
- Devereux, Michael and John Vella [2018] "Value Creation as the Fundamental Principle of the International Corporate Tax System," European Tax Policy Forum, Policy Paper.
- Grinberg, Itai [2019] "International Taxation in an Era of Digital Disruption: Analyzing the Current Debate," *Taxes*, Mar.2019, pp. 85-118.
- HM Treasury [2018] "Corporate tax and the digital economy: position paper update," March 2018.
- International Monetary Fund [2019] "Corporate Taxation in the Global Economy," IMF Policy Paper.
- Mirrlees, James, et al. [2011] *Tax by Design: The Mirrlees Review*, Oxford University Press.
- OECD [2015] *Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy*, Action 1 : 2015 Final Report, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project.
- OECD [2017] OECD Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations.
- OECD [2018] *Tax Challenges Arising from Digitalisation-Interim Report 2018*, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project.
- OECD [2019a] "Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of the Economy-Policy Note," January 2019.
- OECD [2019b] "Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of the Econo-

my: Public Consultation Document,” February 2019.

OECD [2019c] “Programme of Work to Develop a Consensus Solution to the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy,” May, 2019.

OECD [2019d] “OECD Secretary-General Report to G20 Finance Ministers and Central Bank Governors,” June 2019.

OECD [2019e] “The Role of Digital Platforms in the Collection of VAT/GST on Online Sales,” June 2019.

OECD [2019f] “Public Consultation Document: Secretariat Proposal for a “Unified Approach” under Pillar One,” October 2019.

OECD [2019g] “Public Consultation Document: Global Anti-Base Erosion Proposal (“GloBE”) - Pillar Two,” November 2019.